

住宅宿泊事業届出のための消防法令適合通知書交付申請の手引き

作成：平成31年2月
箕面市消防本部予防室

- ◆大阪府へ住宅宿泊事業の届出を行う場合、住宅宿泊事業届の添付書類として原則「消防法令適合通知書」が必要となります。
- ◆「消防法令適合通知書」は箕面市消防長あてに交付申請を行い、届出住宅が消防法令に適合していることを確認した後に交付します。
- ◆交付申請にあたっては、次の各項目をご確認いただき、事前に消防本部予防室（指導グループ）と協議を行ってください。

1. 住宅宿泊事業法に基づく「届出住宅」の消防法令上の取扱いについて

- ◇「届出住宅」の消防法令上の用途は、消防法施行令別表第1（5）項イ「旅館、ホテル、宿泊所その他これに類するもの」又はその部分として取り扱います。
- ◇ただし、人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在とならない旨の届出が行われる「家主居住型の届出住宅」であり宿泊室の床面積の合計が50㎡以下となる場合、届出住宅は「住宅」として取り扱います。

2. 届出住宅の消防法令適合について

- ◇届出住宅の用途が消防法令上、消防法施行令別表第1（5）項イとして取り扱われる場合は、用途に適合した「消防用設備等の設置」、「防災物品の使用」及び「防火管理者の選任」等が義務付けられることがあります。
- ◇届出住宅が「住宅」として取り扱われる場合であっても、住宅用火災警報器の設置等が必要な場合があり、建物全体の消防用設備等の状況や防火管理状況を確認する必要があります。
- ◇事前相談は、予定地、建物全体の図面、届出住宅の詳細図面等、届出住宅の具体的な内容がわかる資料をご用意ください。
※面積や構造等が分からない場合、必要となる消防用設備等について判断できない場合があります。

3. 消防法令適合の事前確認について

- ◇審査及び検査にかかる項目については、別添の「消防法令等適合チェックシート」にまとめています。
- ◇申請又は検査に先立ち、届出住宅の消防法令適合状況についてチェックシートを参考に確認してください。

4. 消防法令適合通知書交付申請書について

◇交付申請は交付申請書（別記様式第1）に次の書類を添付して申請してください。

- ①委任状（代理人の方が申請手続きをする場合）
- ②付近見取図（位置図）
- ③建物配置図
- ④建物の延べ床面積を確認できる資料（建築図面、登記事項証明書等）
- ⑤届出住宅が存する各階の平面図、消防用設備等、火気使用設備等配置図
- ⑥住宅宿泊事業法に係る届出書（写）
- ⑦その他（届出住宅・建物の状況により必要になる場合があります）
 - ・ゴミ集積場位置図及び平面図
 - ・消防本部予防室が指示するもの

5. 届出住宅の検査について

◇消防本部員及び市関係部署員が届出住宅の検査を行います。

◇検査には、申請者（代理人可）の立会いが必要です。（日程の調整をさせていただきます。）

◇共用部分に設置されている消防用設備等の状況を確認する必要がある場合があります。

6. 使用開始の届出について

◇届出住宅（※住宅扱いとなる場合を除く。）を新たに使用開始するときは、箕面市火災予防条例の規定により「防火対象物使用開始（変更）届出」が必要ですので、使用開始の7日前までに、消防本部予防室（指導グループ）に提出してください。

7. 消防法令の適合が必要な事項について

◇「届出住宅が消防法令に適合していること」の審査及び検査は、主に次に掲げる事項が対象となります。

◇届出住宅及び届出住宅が入居する建物の状況により、適用される基準が異なる場合があります。

（1）消防用設備等について（消防法第17条）

- ・建物の規模、用途等に応じて消防用設備又は住宅用火災警報器の設置等が必要です。届出住宅（（5）項イ「旅館、ホテル、宿泊所その他これに類するもの」として取り扱われるもの）には自動火災報知設備の設置が必要です。
- ・届出住宅が「住宅」として取り扱われる場合であっても、住宅用火災警報器の設置が必要な場合があります。
- ・その他の消防用設備等についても建物の状況に応じ設置が必要となります。
- ・住宅宿泊事業の開始により、建物全体に新たな消防用設備等の設置が必要とな

る場合があります。

(2) じゅうたん・カーテン等の防災物品の使用について（消防法第8条の3）

- ・(5) 項イで取り扱う届出住宅に使用する、じゅうたん、カーテン、布製ブラインド等は、防災性能を有した防災物品を使用する必要があります。

(3) こんろ、湯沸設備等の火気使用設備について（消防法第9条）

- ・こんろ、湯沸設備等の火気使用設備は、建築物等から離隔距離をとって設置する必要があります。

(例1) 対象となる火気使用設備の例

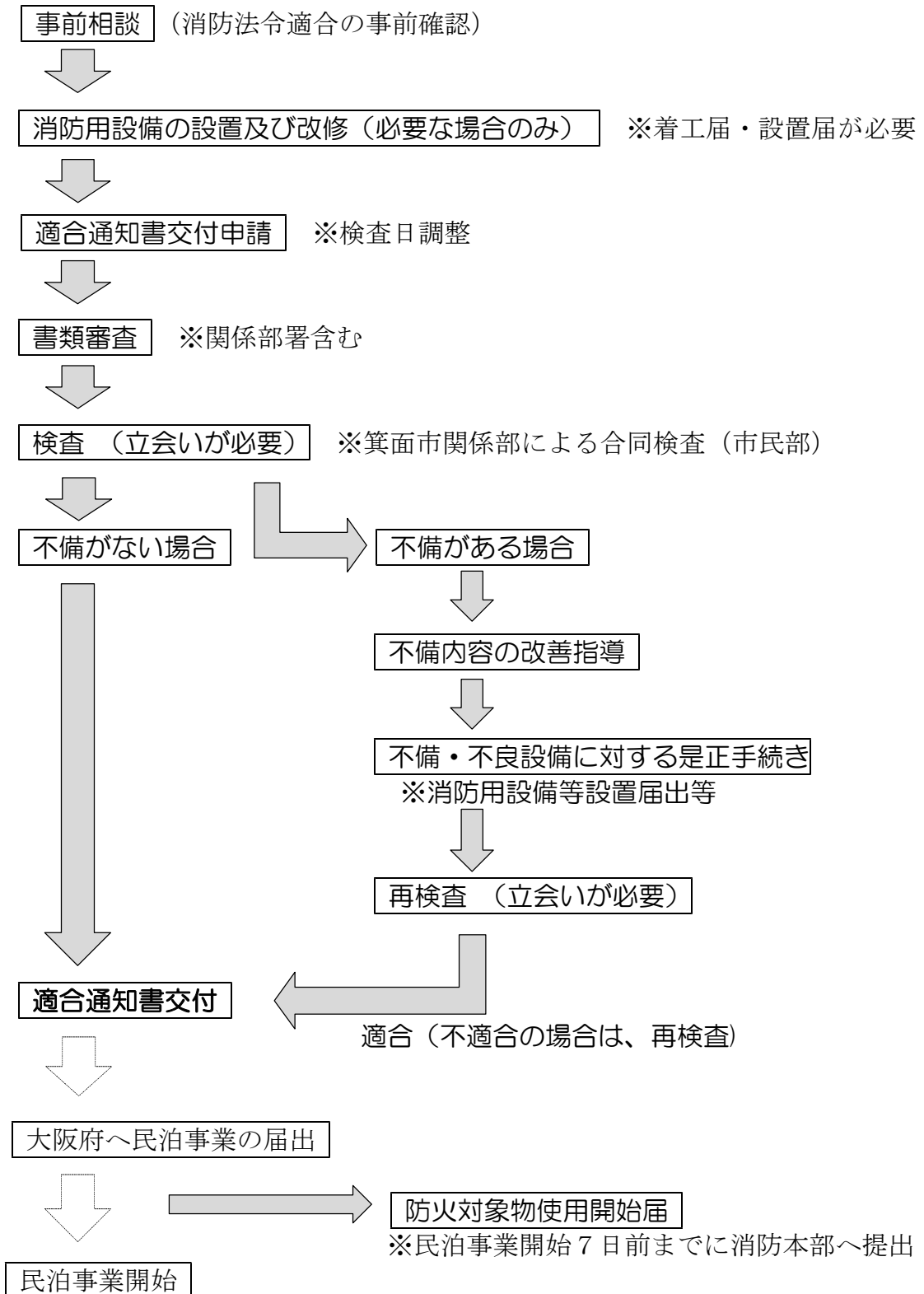
厨房設備、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備、給湯湯沸設備等

(例2) ガスこんろの離隔距離（単位：センチメートル）

建築物等の部分の構造	上方	側方	前方	後方
不燃以外	100	15	15	15
不燃	80	0	—	0

8. 適合通知書交付申請の流れ

◆消防法令適合通知書交付の流れは、以下のとおりです。



別記様式第 1

消防法令適合通知書交付申請書

年 月 日

(宛先) 箕面市消防長

申請者
住所

氏名 印

連絡先

下記の届出住宅の部分について、消防法令適合通知書の交付を申請します。

記

- 1 名称 (届出住宅の名称)
- 2 所在地 (届出住宅の所在地)
- 3 届出住宅に関する事項等

(1) 面積

届出住宅が存する防火対象物の延べ面積 (㎡)	届出住宅部分の床面積 (㎡)	宿泊室(宿泊者の就寝の用に供する室)の床面積の合計 (㎡)

(2) その他の事項

- 住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在 (住宅宿泊事業法第 11 条第 1 項第 2 号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを除く。) とならない

4 申請理由

- 住宅宿泊事業法 (平成 29 年法律第 65 号) 第 3 条第 1 項の規定による届出
- 住宅宿泊事業法 (平成 29 年法律第 65 号) 第 3 条第 4 項の規定による届出

※受付欄	※経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 該当する場合は、 にチェックを入れること。

3 住宅宿泊事業法 (平成 29 年法律第 65 号) 第 3 条第 1 項又は第 4 項の規定による届出書又は当該届出書に添付することを予定している書類を確認する場合や当該書類の写しの提出を求める場合があります。

4 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第 2

消防法令適合通知書

年 月 日

様

箕面市消防長 印

年 月 日付けで交付申請（別添）のあった下記の届出住宅の部分については、消防法令に適合していると認め、通知します。

記

- 1 名称（届出住宅の名称）
- 2 所在地（届出住宅の所在地）
- 3 申請者
- 4 立入検査実施日 年 月 日
- 5 申請理由
 - 住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項の規定による届出
 - 住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 4 項の規定による届出
- 6 備考

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

消防法令等適合チェックシート

○消防法令適合通知書交付申請に基づく審査及び検査では、主に次の事項を確認します。

○消防法令適合を確認するために、あらかじめ次の事項について確認してください。

<p>1 必要な消防用設備等は適切に設置されている</p> <p>■必要となる消防用設備等又は住宅用火災警報器</p> <p><input type="checkbox"/> 消火器</p> <p><input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備</p> <p><input type="checkbox"/> スプリンクラー設備</p> <p><input type="checkbox"/> 自動火災報知設備</p> <p><input type="checkbox"/> 避難器具</p> <p><input type="checkbox"/> 誘導灯</p> <p><input type="checkbox"/> 連結送水管</p> <p><input type="checkbox"/> 非常コンセント設備</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 住宅用火災警報器</p>	<p>確認済み</p> <p><input type="checkbox"/></p>
<p>2 じゅうたん・カーテン等は防災物品を使用している</p> <p>※住宅として取り扱う場合は不要</p> <p>■使用している防災対象物品は防災物品か（防災マークあり）</p> <p><input type="checkbox"/> じゅうたん <input type="checkbox"/> カーテン <input type="checkbox"/> 布製ブラインド</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>	<p>確認済み</p> <p><input type="checkbox"/></p>
<p>3 こんろ、湯沸設備など火気使用設備は適切に設置されている</p> <p>■こんろ、湯沸設備などの離隔距離は適切か</p> <p><input type="checkbox"/> こんろ <input type="checkbox"/> 湯沸設備 <input type="checkbox"/> 乾燥設備 <input type="checkbox"/> その他</p>	<p>確認済み</p> <p><input type="checkbox"/></p>
<p>4 消防法令上の取り扱いが変更されることについて所有者等に確認を行った</p> <p>※住宅として取り扱う場合は不要</p> <p>■消防設備点検の報告が1年に1回（従来は3年に1回）となること</p> <p>■消火・避難の訓練の実施が年2回以上義務付けられ、事前通報が必要となること</p> <p>■その他</p>	<p>確認済み</p> <p><input type="checkbox"/></p>
<p>7 その他</p> <p>(1) 避難経路図は適切に掲出されている（住宅宿泊事業法関係）</p> <p>■各室内の見やすい箇所に避難経路図が掲出されているか</p> <p>(2) 民泊事業によるゴミの排出</p> <p>■民泊事業より排出されるゴミの排出できる状況となっているか</p>	<p>確認済み</p> <p><input type="checkbox"/></p>

※ 消防用設備等は、建物全体として必要となる場合や階単位又は用途単位で必要となる場合などがあります。

届出住宅部分に必要な消防用設備等が共用部分に設置されている場合がありますが、当該消防用設備等についても、審査・検査の対象となります。